



フルファリン服用中患者の抜歯後の出血

脳梗塞や心臓病などで抗血栓療法を受けている患者が増えているが、抜歯などの観血処置を行う際にお薬手帳の確認を見逃したこと

【相談】

高齢の患者から高血圧である旨の申し出があり、問診により高血圧症の服薬の確認と抜歯当日の血圧データに明らかな異常が無かつたため、後日に下顎の六番七番を抜歯した。骨の発着があり出血もあったが、止血処置をして帰宅してもらった。

電話もなく安心していたが、後日「出血が止まらず病院を受診した」と家族から連絡があった。改めて問診票やお薬手帳を確認したところ、お薬手帳に「フルファリン服用中」と記載されていたのを見逃していたことがわかった。

また、患者に出血による不快感や不安を与えたことは、謝罪する必要がある。

なお、フルファリンなどによる抗凝固療法を行っている患者に対し、抜歯などの外

とも七十二時間以内にPT-INR値が三・〇以下であることを確認し、フルファリン

などの状況やその後の対応方法について、丁寧に説明する

また、今回のケースを法的な責任という観点から考えると、術後に適切な止血処置をしており、病院での止血により問題がなかつたことから、フルファリンを服用していることを知っていたとしても、結果的に対応として何ら変わりはないことから、賠償責任を負わされることは

しかし、お薬手帳に服用薬が記載されていたことを見落としたことにより、必要な処置ができず、患者に浸襲を伴う損害が生じた場合などは「医療過誤」となり、原状回復のために妥当、必要な費用については、医賠責保険の対象となる。

は過失として法的な責任があるのか、医賠責保険の対象となるのか否かについて、実際に協会に寄せられた事例をもとに紹介する。

法的責任から考える

の対象となる可能性がある。医賠責保険の代理店に報告し、相談するとよい。

ン継続下で抜歯を行うことが推奨されている。範囲外の場合は、医科でコントロールをしてもらい、抜歯可能な値になつてから行う。

患者が服用している薬や患つて病気についての確認は、歯科診療を行う上で重要なことである。

ただし、結果に対する因果関係がないとしても、対応に

関する「精神的苦痛」が説明不足から生じているとする

と、説明義務違反に基づく慰謝料支払い義務が生ずる場合があり、病院までのタクシード金などについても補償

お薬手帳の確認を

お薬手帳の服薬状況を確認できていれば、患者には止血し難い状況やその対応方法も含めて事前に説明することができたといえる。

患者や家族が不信に思つてるので抜歯・出血・止血

【対応】

患者と家族は、他院での治療を希望、慰謝料に加えて、抜歯後の補綴治療も負担してほしいと言つているが、どこまで支払えればよいか。

お薬手帳の確認を